

# 鷹巣町胡桃館遺跡出土の木簡

山本 崇\*1・高橋 学\*2

はじめに

秋田県北秋田郡鷹巣町<sup>(1)</sup>に所在する胡桃館遺跡は、古代の埋没建物跡等がシラス層下から検出されたことで知られる。遺跡は、1961年に町立鷹巣中学校敷地内で進められていた運動場造成工事の際に遺物（須恵器・土師器）が出土したことを発見の端緒とし、その後、1963・65年には掘立柱列〔A 1 柱列〕、柵列〔A 2 柵列〕や建物〔C 建物〕の一部である土居材が検出され<sup>(2)</sup>、1967年から3カ年に亘って発掘調査が実施された<sup>(3)</sup>。

シラス層下で検出された建物内及び周辺部からは、多くの遺物が出土し<sup>(4)</sup>、その中には、『第3次報告書』によると2点の木簡が報告されている。これらは、木簡研究黎明期の出土事例であり、長らく日本最北の古代木簡でもあった<sup>(5)</sup>。ただ、報告書に木簡の积文が掲載されなかったため、木簡出土遺跡としての胡桃館遺跡は、埋没建物跡に比べてさほど知られていた訳ではなかった<sup>(6)</sup>。

小稿は今回、下記のような経緯を経て、出土木簡を実見・観察する機会を与えられたことから、2点の木簡の积文と観察知見を紹介するものである<sup>(7)</sup>。

## 1 遺跡の概要

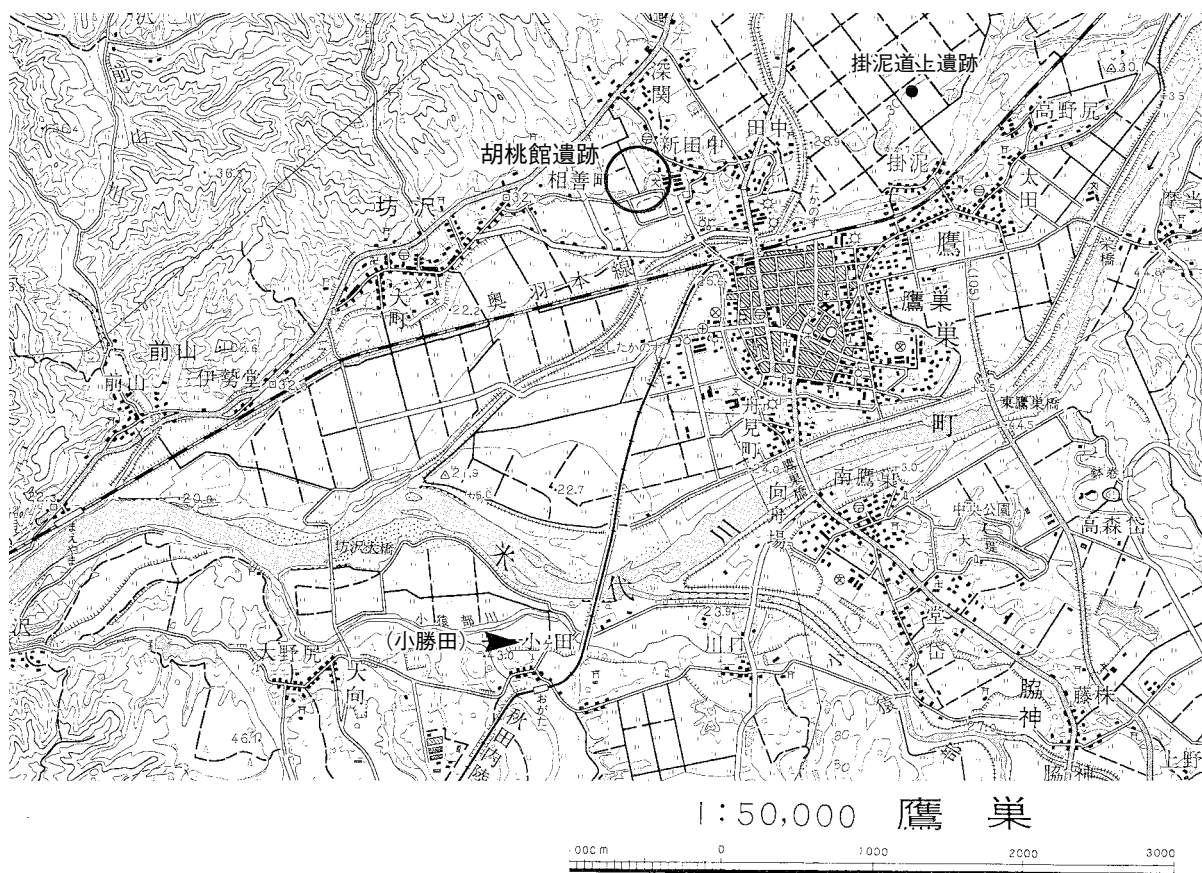
遺跡は、JR奥羽本線鷹ノ巣駅<sup>つづれこ</sup>の西北西約1 km、鷹巣町綴子字胡桃館、坊沢字上野に所在し、西流する米代川の北約2 km、標高28 m前後の沖積地に立地する（第1図）。

発掘調査の結果、弧状をなす柵列〔A 2 柵列〕の内側（北）から建物跡が4棟検出された（第2図）。4棟〔C・B 1・B 2・B 3 建物〕は、いずれもシラス層下にある同一の黒色土面に建てられていることから、同時存在である<sup>(8)</sup>。建物部材はいずれも南東の方向にやや傾いてることから、北西方向から押し寄せたシラスにより埋没したことを物語る。堆積したシラスの厚さは2 mにも達する。

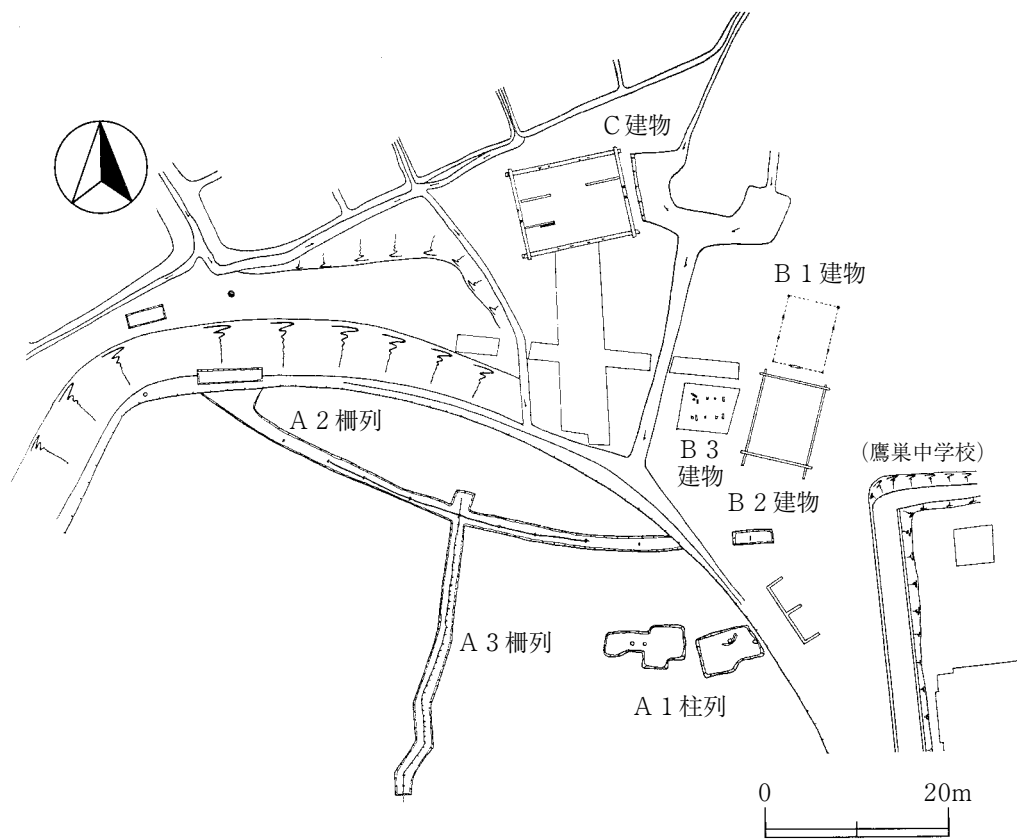
ところで建物等を覆っていたシラス層とは、近年の研究により、西暦915年に発生した十和田火山噴火<sup>け まない</sup><sup>(9)</sup>に伴う毛馬内火砕流堆積物<sup>(10)</sup>を母材とするラハール堆積層（火山泥流や火山洪水など火山噴火による二次堆積物の総称）である、と地形・地質学的には解析されている<sup>(11)</sup>。

同堆積層により埋没したと推測される家屋は、米代川中～上流域で散見される。それは江戸時代以来報告が認められ、胡桃館例を含め8遺跡が知られる<sup>(12)</sup>（第3図）。このうち、胡桃館から見て南南西約3 kmの米代川を隔てた小勝田（鷹巣町脇神字小ケ田）では、1817年（文化14年）に埋没家屋が現れ、菅江真澄<sup>(13)</sup>、平田篤胤<sup>(14)</sup>らが図絵を残している（第5図）。真澄の写実的な図絵は、実見して描いたものではないが、ここでは胡桃館とは異なる竪穴式の建物であることに着目しておきたい<sup>(15)</sup>。

\*1 奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室研究員 \*2 秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所学芸主事兼調査班長

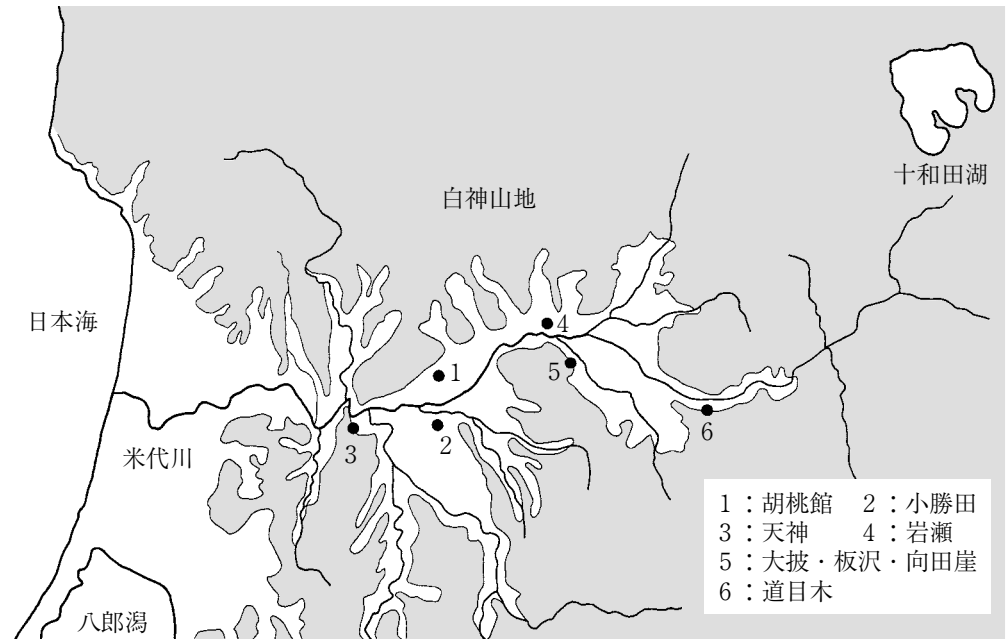


第1図 遺跡の位置

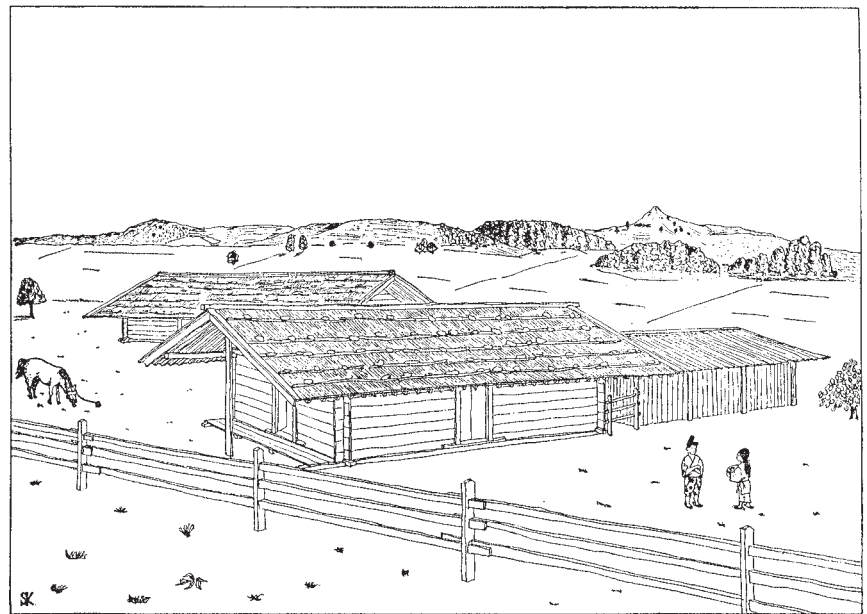


(『第3次報告書』第6図を一部改変)

第2図 遺跡遺構配置図

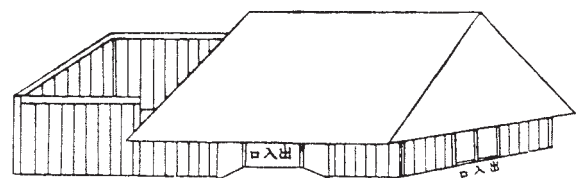
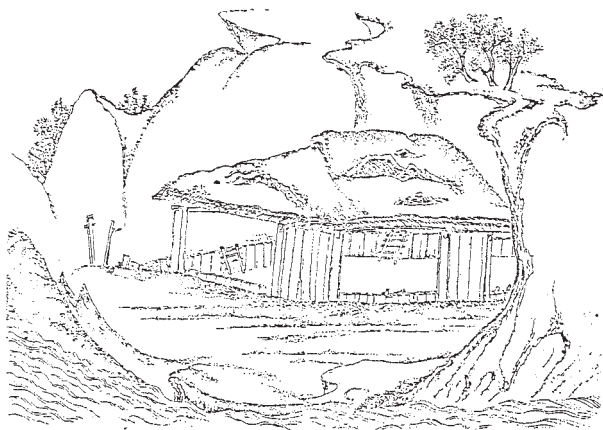


第3図 米代川流域の埋没家屋遺跡



復元図は遺跡を南東方向から鳥瞰したもの。柵（A2）越しに2棟並ぶのがB1・B2建物、奥に見えるのがC建物。（奈良国立文化財研究所 細見啓三氏が第2次調査終了後に描いた図。『第3次報告書』表紙より）

第4図 胡桃館遺跡の建物復元想定図

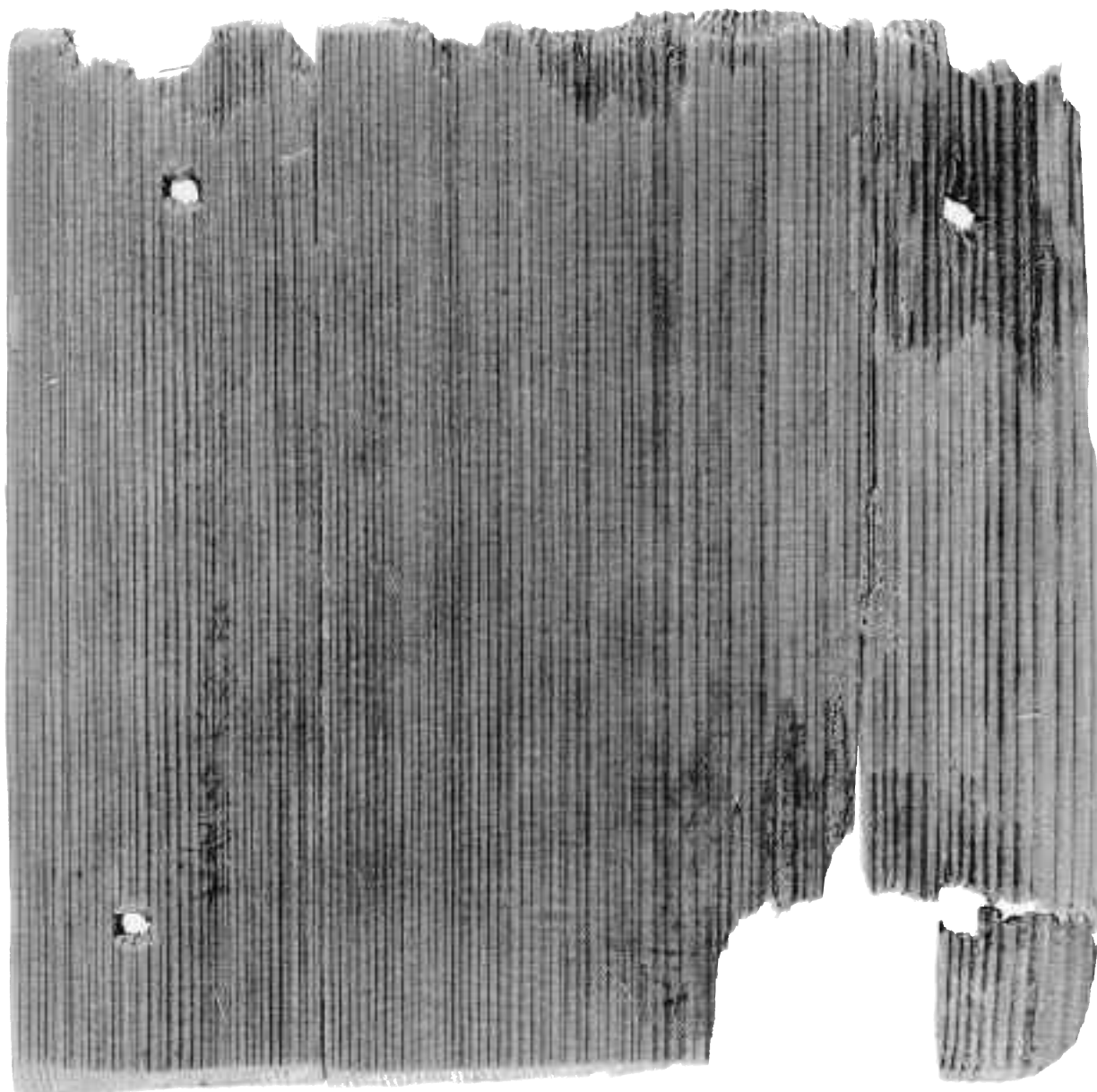


鎌倉云軒端下  
ク作レハ出入ニ  
宜カラズ思ハレド  
雪多キ処ナル故  
ニタ若クハ出入  
処バカリ穴ノ如ク  
土ヲ掘クボメタル  
モノカ然ルハ土  
妹ガ家ノ波比入  
植ル青柳云々  
又此家ノ屋ノ波比  
理ノ庭云々ナド  
有テ入ロラハヒリ  
クナト云モ由アリ  
ケニ聞シバ古ヘノ  
民家ハ此カクノ  
如ク作レリ物ナ  
猶ヨク考フベシ

左：菅江真澄が描いた埋没家屋図

右：平田篤胤が岡見知康の実見録を基に描いた埋没家屋図

第5図 小勝田の埋没家屋



第6図 木簡1（1968年撮影）裏面／同表面

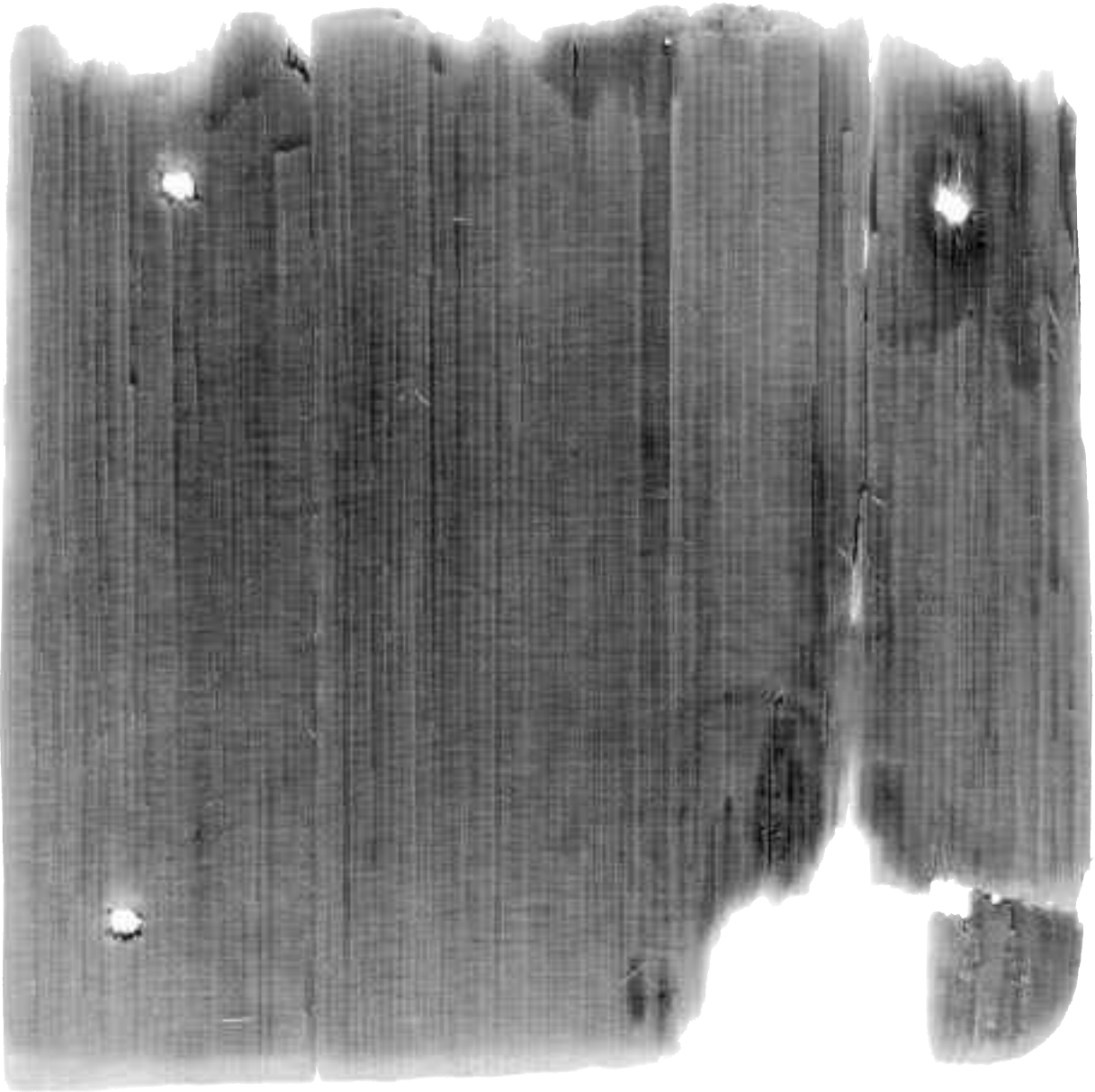
## 2 木簡の釈文と内容

### （1）釈読に至る経緯

胡桃館遺跡から出土した木簡は、現在までに3点確認されている。今回報告する木簡は、そのうちの2点で、ともに調査後に刊行された報告書に報じられているものである<sup>(16)</sup>。まず、木簡にかかわるこれまでの知見を、整理確認しておく。

木簡1は、1967年の第1次調査C地区建物から出土した木札である（第6図～第8図）。『第1次概報』によると、墨書はあるものの「字型ならびに内容は不明」とされ、実測図のほか、「墨書のある木器」として、墨痕が顕著に認められた部分について、表裏両面の赤外線写真が掲載されている<sup>(17)</sup>。掲載された写真をみれば墨書があることは容易に確認できるが、写真が木札のどの部分にあたるのかは



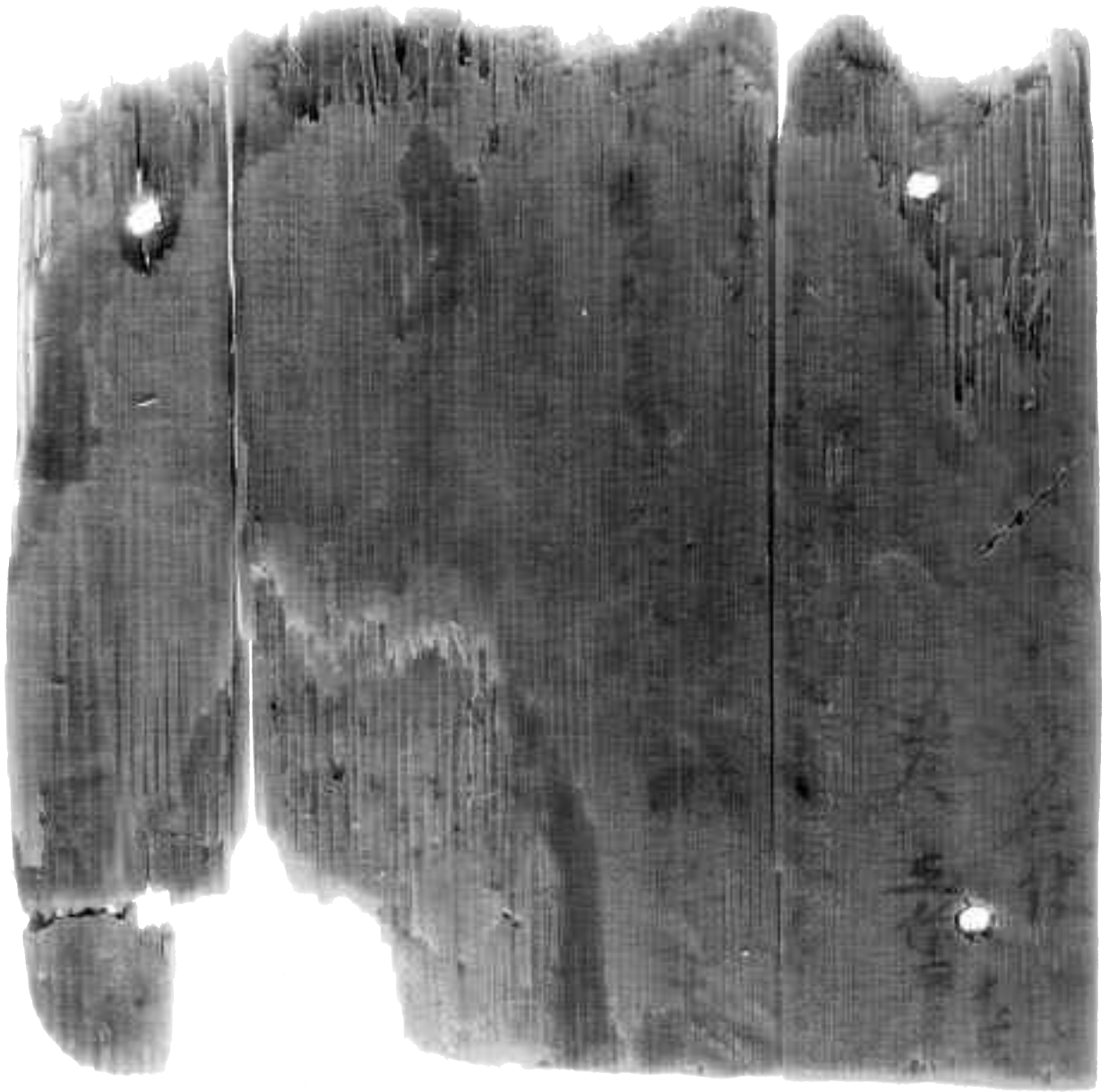


第7図 木簡1 赤外線デジタル写真（2004年撮影）裏面／同表面

判然とせず、文字の釈読も困難である。木簡2は、第2次調査C建物内から出土した木製品であるが（第9図）、『第2次概報』には墨書にかかわる記述は認められない。「C建物内出土木製品」として掲載されている写真を注意深くみれば、墨書は明瞭で文字も読めそうだが、予見なくこれが木簡だと気付くことはこれまた困難と思われる<sup>(18)</sup>。『第3次報告書』では、遺跡の発見以降3次に及ぶ発掘調査の総括として遺物の性格が検討される中で、「木簡」としての木札の形態的な特異性が、当時知られていた全国出土木簡との比較から論じられている<sup>(19)</sup>。

報告書刊行後の成果としては、富樫泰時氏が木簡2の釈読案を提示されているほか<sup>(20)</sup>、1994年に行なわれた秋田県立博物館の企画展に際して、船木義勝氏がB2建物西面南扉の墨書を新たに確認され、經典読誦にかかわると推測される釈文を公表された<sup>(21)</sup>。後述するように、この木簡（扉板）の記載内容が、胡桃館遺跡の性格を考える手がかりとして注目されることとなった。

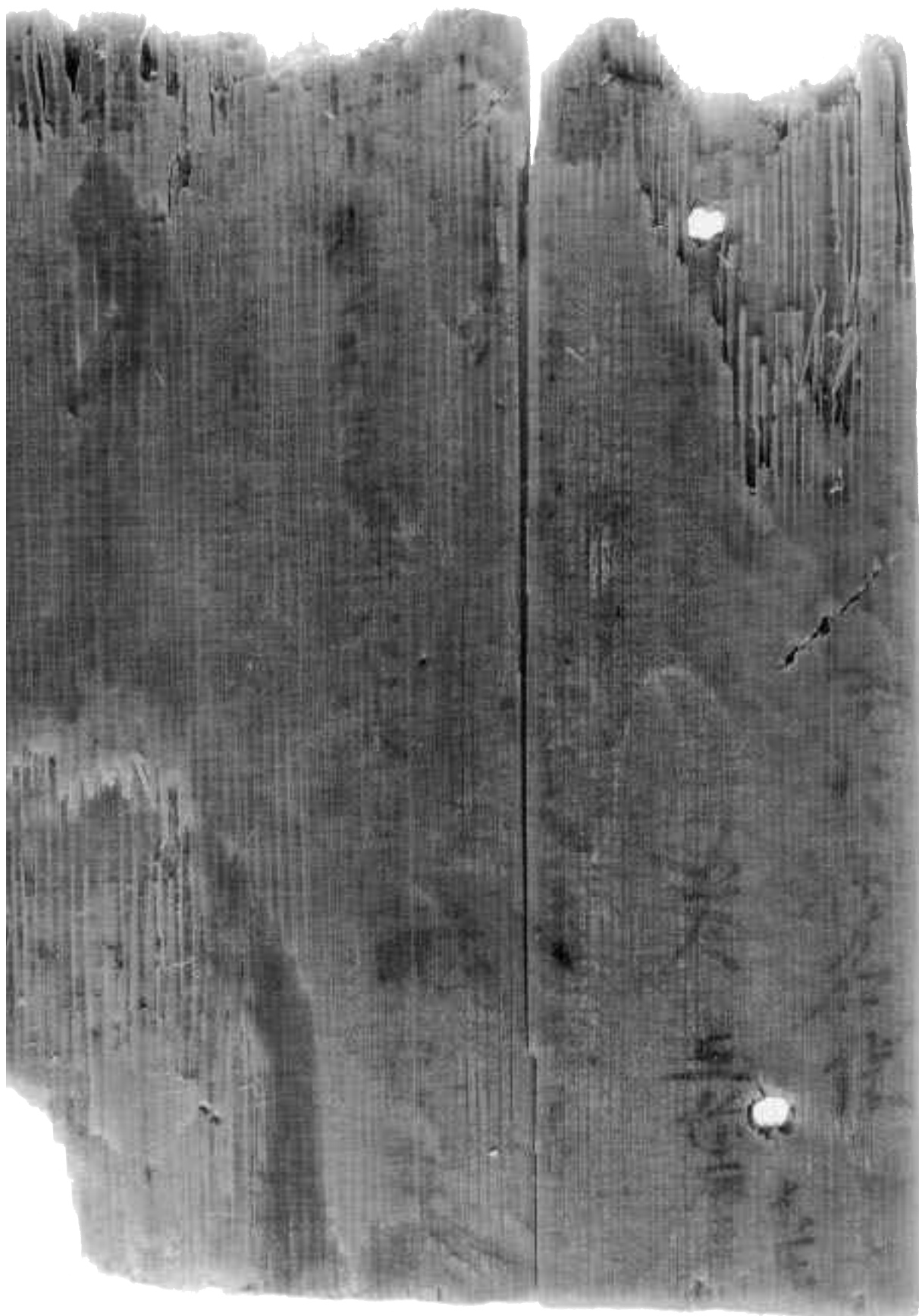
胡桃館遺跡から木簡が出土している事実は、2002年に着手した、過去100年間に及ぶ全国の木簡出



土情報を蒐集整理する作業の中で知るところとなった<sup>(22)</sup>。この途上、墨書扉板が鷹巣町で展示されているとの情報が、吉川真司氏から寄せられていた。そこで、釈文の検討を主たる目的とした出土遺物の熟覧調査を、2003年秋、鷹巣町教育委員会のご協力のもと実施することができた<sup>(23)</sup>。

この段階には、山本は木簡の所在に気づいていなかったが、翌2004年の夏、出土後まもない1968年に撮影された胡桃館遺跡出土遺物の写真台紙とガラス乾板が所蔵されていることを知り、長らく奈文研に保管されていた胡桃館遺跡出土木簡を再調査する機会を得た。その結果、釈読可能な文字が多数遺されていることを確認したのである。

以上のような経緯により、胡桃館木簡は、出土から37年をへだてて釈読された。釈読が今可能となった要因は、赤外線テレビカメラ装置や赤外線デジタル撮影など、木簡の釈読に用いる機器が進歩したこととともに、より根本的な理由として、比較検討を行なう素材としての木簡の類例が格段に増えたことが指摘できる。1960年代末の段階には、胡桃館木簡のような特異な形状をもつ木簡は、ほとんど



第8図 木簡1 赤外線デジタル写真（原寸・表面部分）

知られていなかった。2004 年末現在で、全国出土木簡の総数は 32 万点以上、古代木簡に限っても 23 万点を超え、その出土点数は当時の 10 倍以上に及んでいる<sup>(24)</sup>。木簡の出土点数が飛躍的に増加した現在では、文書や荷札に限られない、豊かな木簡利用の実態が明らかにされつつあり、胡桃館遺跡出土木簡の理解も、これらを基礎に進めることができたのである。今回の成果は、数十年に及ぶ調査研究の蓄積と木簡釈読技術の進歩に支えられたものであると概括することができる。

## (2) 釈文と内容

木簡の釈文は別掲の通りである。以下、現段階で判明する、木簡の内容と観察知見を紹介する<sup>(25)</sup>。

### 【木簡 1 (木札)】

木簡 1 (木札) は、表裏両面に文字が記される。調査段階に指摘された通り傷みが著しく、肉眼で墨痕を確認することは困難である。現状では比較的大きな 4 断片に分かれているが、4 断片は接続し概ね原形を復元することができる<sup>(26)</sup>。どちらの面を一次利用とすべきか判然としないので、仮に、釈読できた文字の多い面を表面として紹介する。

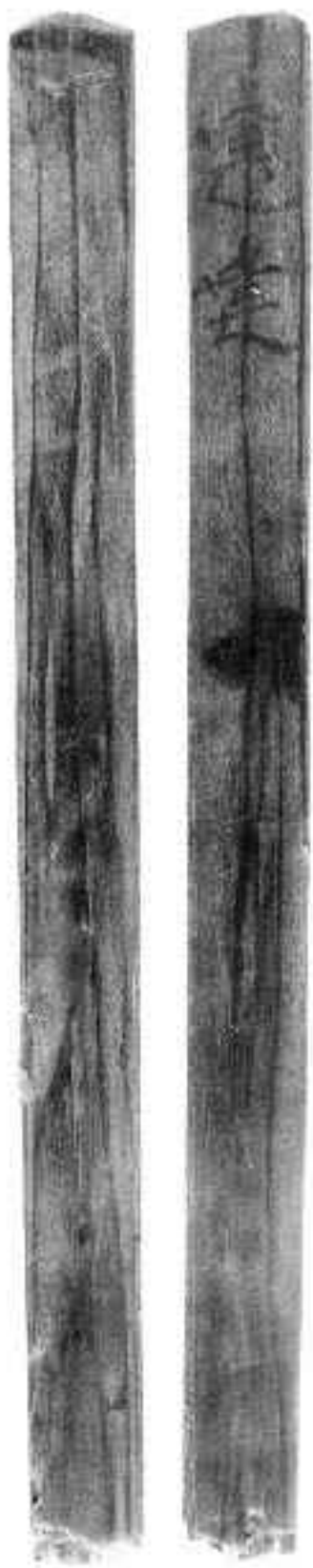
表面は、「某年某月料米支給帳」と称さるべき帳簿と推測される。1 行目は「月□□〔料給カ〕出物名張(帳)」と釈読できるが、現状では米以外の物品名は認められない。記載内容は、某月に「米」を支給した際の米の量と被支給者を記したもので、人名+「米」+米の量の記載が、1 行あたり 2～3 人分以上、少なくとも 5 行以上記されている。

確認できた人名は、「玉作麻呂」、「玉作□□」、「□□〔建マカ〕礼主」。このうち、「玉作」姓の人物は、9 世紀後半頃の出羽国にかかわるものとして、「俘魁玉作宇奈磨」「玉作正月磨」が知られ、出土木簡からも同姓が確認された点は注目される。後者の「正月磨(正月丸)」は、元慶の乱に際して俘囚を率いて賊を夜襲し、その功により外従五位下に叙せられた人物として知られる<sup>(27)</sup>。

確認される米の支給量は、「□〔三カ〕合」、「五合(以上)」、「一升」である。一カ月の支給料とするならば、一人あたりの量はやや少ないとの感も否めない。未釈読部分に日付などの記載があるとするならば、これらの数量は、日ごとの支給量かもしれない。なお、1 行目の「料」の字体は異体字の「𪛗」で、「張」は「帳」と通用する。

裏面の文字は、表面と天地逆向きに記されている。墨の遣りは悪く、赤外線テレビカメラ装置などを用いてもほとんどみえない。1968 年の写真から文字数を推測した。1 行目 1 文字目は「大」の可能性が高く、4 文字目もあるいは同じ文字である可能性がある。

木簡 1 の形状は、一部欠損するものの、四隅に穿孔をもつ 1 辺約 220mm のほぼ正方形を呈している。下端部及び左右の両側面は削りが明瞭である。文字との関係からみても、表面 1 行目の墨書は帳簿の最初の行として矛盾はなく、右側面は原形を保つと判断される。2 行目の「玉作麻呂米一升」は、「玉作麻呂」まで書いた後、余白が乏しいため行を右下に寄せ、さらに孔を避けてやや下方に「米一升」を記したようにみえる。この理解が正しいとするならば、下端部は原形を保っており、表裏面のいずれが一次利用されたものかは不詳ながらも、少なくとも表とした面の墨書以前に孔が穿たれていたと判断される。一方、表面の上部と左下部では剥離により墨痕が確認できないため、上端部と左側面の原形は不詳とせざるを得ない。ただ、右側面と左側面の整形は酷似すること、一部に削り痕跡が残存する上端部と下端部の整形もこれまた非常に似ていること、ほぼ正方形で四隅の孔の位置も似通ってい



第9図 木簡2  
裏面／表面  
(1968年撮影)

ることなどは、欠損箇所はあるものの四周がともに原形を保つ可能性を示唆するものといえる<sup>(28)</sup>。

なお、木簡1は年輪年代法による年代測定を実施しており、得られた年輪年代は西暦853年である。ただし、試料は心材型で、辺材部（白太）は遺っていないため、この年代は伐採年代を示すものではない<sup>(29)</sup>。

### 【木簡2】

木簡2の形状は、上端部削り、下端部折れ、左右側面は割れである。木簡1に比べて状態はよく、肉眼でも明瞭に墨書を確認することができる。2文字目は一見「違」に似るが、「違」では筆画が足りない。富樫泰時氏が指摘される通り、2文字とも「建」字が記されている可能性は高いと判断する。3文字目は、文字か否か不詳。真ん中部分は木目に沿って墨が消えている。裏面の上端には墨塗りが認められる。木簡の用途は不詳である。習書の可能性は残る。

## 3 まとめ

従来の研究では、胡桃館遺跡の性格は不詳とされてきた。その要因は、半世紀余り降った10世紀後半以降には、米代川流域以北には高地性・防御性集落の展開が確認されるのに対して、9世紀後半から10世紀初頭頃の胡桃館遺跡の時代には、概して同時代の集落遺跡に乏しく、比較検討の素材に恵まれなかったことにある<sup>(30)</sup>。かつて遺跡発見当初には豪族居館説も提唱されたが<sup>(31)</sup>、報告書が指摘する胡桃館遺跡＝官衙関連施設説は、今なお最も蓋然性の高い理解として評価される。一方で、船木氏が紹介された經典読誦にかかわる木簡（扉板）や「寺」と記した墨書土器によるならば、遺跡＝寺院関連施設説も一つの候補となろう。ただ、遺跡の範囲が確定していない現段階においては、官衙か寺院かという二者択一の議論はさほど生産的ではあるまい<sup>(32)</sup>。限られた情報のもとで推測を重ねるのではなく、遺跡の性格解明は、今後の調査に委ねたいと思う<sup>(33)</sup>。

翻って鑑みるに、胡桃館遺跡は、古代埋没建物の希有な事例として、全国的に注目を集めてきた遺跡である。この点とかわり、木簡1（木板）が建物の何処に打ち付けられ、どのように用いられたものかは興味深い問題といえる。しかれば、何よりも優先すべき課題は、現在収蔵庫に保管されている出土部材の悉皆調査であろうし、それにもとづく建物構造の再検討は、遺跡の性格解明や古代建

築研究の上でも、資するところは計り知れないと思われる。加えて、米代川流域の自然環境や地形、歴史的 성격の検討も欠かせない。これらの巨視的・総合的な調査研究の進展と相俟って、木簡の理解は深化していくものと予想される。いずれも今後の課題とせざるを得ないが、今回の木簡の釈読を契機として、胡桃館遺跡があらためて注目を集め、様々な分野の研究が進展することを切に願っている。

執筆にあたっては、木簡釈読にかんする事項を山本が、その他については高橋が整理し、両者で協議・討論の上、「はじめに」及び「1 遺跡の概要」を高橋が、「2 木簡の釈文の内容」以下を山本が、分担して執筆したものである。

なお、小稿がなるにあたり、胡桃館遺跡の調査を担当された富樫泰時氏と県文化財保護室の船木義勝氏には、幾度となくご指導をいただいた。また、鷹巣町教育委員会及び同文化・遺跡係の榎本剛治氏には資料調査でお世話になり、京都大学大学院文学研究科の吉川真司氏、青森県文化観光部文化振興課県史編さんグループの古川淳一氏をはじめ、奈良文化財研究所の市大樹・井上和人・岡村道雄・島田敏男・神野恵・竹内亮・次山淳・豊島直博・中村一郎・馬場基・光谷拓実・渡辺晃宏の各氏からは、貴重なご助言をいただいた。末筆ながら、篤くお礼を申し上げる次第である。

## 註

- (1) 鷹巣町は2005年3月22日、北秋田郡内の合川町、森吉町、阿仁町と合併し、「北秋田市」として発足した。
- (2) 豊島 昂1963「北秋田郡鷹巣町立鷹巣中学校グラウンド発見遺跡」『秋田考古学』第23号 秋田考古学協会
- (3) ①秋田県教育委員会1968『胡桃館埋没建物発掘調査概報』、②秋田県教育委員会1969『胡桃館埋没建物遺跡第2次発掘調査概報』、③秋田県教育委員会1970『胡桃館埋没建物遺跡第3次発掘調査報告書』、以下本文では①を『第1次概報』、②を『第2次概報』、③を『第3次報告書』と称する。

なお遺跡の概要は、細見啓三1969「胡桃館埋没建物の調査」『奈良国立文化財研究所年報1969』にも略述されている。

- (4) 本遺跡出土の遺物は、1980年12月11日付けで「胡桃館遺跡建築遺材及び出土遺物」として秋田県指定有形文化財（考古資料）に登録された。
- (5) 2003年に青森県新田（1）遺跡で古代木簡が出土したため、現在は「最北の古代木簡」ではない。  
木村淳一2004「青森・新田（1）遺跡」『木簡研究』第26号 参照。
- (6) 全国の木簡出土遺跡の一覧を記した、奈良国立文化財研究所1976『第1回木簡研究集会記録』、寺崎保広1988「木簡出土遺跡一覧」『木簡研究』第10号や、1970年代までの東北地方出土木簡を整理した平川南1979「東北地方出土の木簡」『木簡研究』創刊号でも、胡桃館遺跡はその対象とされていない。
- (7) 胡桃館遺跡出土木簡再調査の概要は、榎本剛治・山本 崇2005「特集『胡桃館遺跡』37年目の大発見！」『広報たかのす』平成17年弥生（通巻1028号）で公表するとともに、2005年3月1日、鷹巣町教育委員会により「鷹巣町胡桃館遺跡出土木簡の解説について」として記者発表が行われた。
- (8) 4棟の建物跡の概要は、次のとおり。

**C建物**は、桁行11.8m×梁行9mの東西棟の礎石建物跡。礎石（玉石）の上に土居が乗せられ、床は板張り。壁は板校倉で組み上げられ、扉は南面に3口、北面に2口、東西面に各1口の計7口あり、全て外に開く観音扉である。扉の寸法などから南面中央が正面出入口と考えられる。

**B1建物**は、桁行7.3m×梁行5.5mの南北棟の掘立柱建物跡。柱間は桁行3間（8尺等間）、梁行2間（9尺等間）で、四隅の柱は径17cm程の多面取りの丸柱である。柱間には幅20cm、厚さ2cmの板を立て並べ、地面に突き刺す（突きつけ）構造を採っていた。南面中央には両開きの戸が設けられる。床面には板張りの痕跡はなく、全て土間と考えられる。土間の南東隅近くには小角材を馬蹄形に立て巡らせた炉跡が見られる。また焼土や炭の分布も確認され、北東隅部では刳殻が1.5cmの厚さで堆積していた。

B 2 建物は、B 1 建物と近接し、同一軸線をとる桁行8.8 m×梁行6.7 mの南北棟の井竈板壁（平地式）建物跡。地面に土居を据え、その上に幅25cm（厚さ5 cm）の板を井竈状に組み上げて板壁（校倉）としている。北面を除く3面には内開きの戸がある。1994年に至り、このうち西面南扉の内側に墨書が遺されていたことが判明した（船木義勝1994「板扉の墨書文字」『秋田県立博物館 博物館ニュース』第97号）。床は板張りのようだが、南西部の一角のみ土間とし、ここにB 1 建物と同類の炉が作られる。B 1・B 2 建物とも遺存状態がよく、最高で地表から1.6 mの高さで部材が残り、B 2 建物は板壁が4段分残っていた。

B 3 建物は、B 2 建物の西に位置し、桁行3.1 m×梁行1.9 mの東西棟の高床式建物跡。北西の隅柱に接して長さ1.3 m（幅13cm）、足掛りの段を2段残す梯子も検出された。

- (9) 早川由紀夫1997「十和田湖の成り立ちと平安時代に起こった大噴火」『日本の自然 地域編2 東北』岩波書店。十和田火山が915年に噴火したとする文献史料上の根拠は『扶桑略記』延喜15年7月13日条（ユリウス暦に変換すると915年8月26日）の降灰記録、「出羽國言上、雨灰高二寸、諸郷農桑枯損之由」による。  
また近年の年輪年代測定により、胡桃館遺跡と同様に埋没した大館市道目木遺跡（第3図6）で検出された建物を構成する部材のうち、表皮の残存するスギ材の年輪年代測定を行った結果、伐採年代が西暦912年と判明した。板橋範芳2000「道目木遺跡埋没家屋調査概報」『大館郷土博物館研究紀要 火内』創刊号、赤石和幸・光谷拓実・板橋範芳2000「十和田火山最新噴火に伴う泥流災害―埋没家屋の発見とその樹木年輪年代―」『地球惑星科学関連学会2000年合同大会資料』
- (10) 町田 洋・新井房夫2003『新編 火山灰アトラス〔日本列島とその周辺〕』東京大学出版会
- (11) 栗山知士1999「鷹巣盆地、伊勢堂岱遺跡の立地に関わる地形」『伊勢堂岱遺跡』秋田県文化財調査報告書第293集、田中倫久2004「掛泥道上遺跡の地質学的分析」『平成15年度町内遺跡詳細分布調査報告書』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書第11集
- (12) 奈良修介1968「秋田県における建物埋没遺跡」『胡桃館埋没建物発掘調査概報』（註3①文献）、富樫泰時1987「菅江真澄と埋没家屋」『図説秋田県の歴史』河出書房新社、高橋 学2002「十和田火山とシラス洪水がもたらしたもの」『十和田湖が語る古代北奥の謎シンポジウム資料』十和田湖が語る古代北奥の謎シンポジウム実行委員会（秋田県小坂町）
- (13) 内田武志・宮本常一（編）1973「埋没家屋（仮題）」『菅江真澄全集』第9巻未来社
- (14) 平田篤胤『皇国制度考』（天保年間刊、秋田県立図書館蔵本）
- (15) 鷹巣町では、胡桃館の西北西約2 kmの掛泥道上遺跡のラハール堆積層中より、建築部材の一部（木製品）が採集されている。鷹巣町教育委員会2004「谷地川河川改修事業（掛泥道上遺跡）」『平成15年度町内遺跡詳細分布調査報告書』鷹巣町埋蔵文化財調査報告書第11集
- (16) 『第1次概報』『第2次概報』『第3次報告書』（註3文献）
- (17) 『第1次概報』pp.29-30、p.45 図版7-1・2
- (18) 『第2次概報』p.57 第57図・第58図
- (19) 鍋倉勝夫1968「考古学上よりみた本遺跡出土遺物」『第3次報告書』（註3③文献）
- (20) 木簡2の釈文は、管見の限りでは、富樫泰時1985『日本の古代遺跡24 秋田』保育社、に紹介されたものが早い事例である。その後、1997年に鷹巣町において行なわれた県文化財保護協会総会講演会にて、木簡2の見取り図と、それを「建建」とする釈読案が示された（富樫泰時1997「鷹巣町における埋蔵文化財について」『出羽路』第121号）。この釈読案は、高橋 学1998『東北地方の古代集落 第2分冊（米代川流域・秋田平野・横手盆地・庄内平野）』第24回古代城柵官衙遺跡検討会シンポジウム「城柵と地域社会の変容」資料集にも継承されている。
- (21) 秋田県立博物館企画展「発掘が語る古代の秋田」（1994年）。船木義勝1994「板扉の墨書文字」（註8文献）
- (22) この調査成果は、奈良文化財研究所2004『埋蔵文化財ニュース第114号 全国木簡出土遺跡・報告書総覧』（山本 崇と寺崎保広氏の共編。以下、『総覧』と称する）として公表した。なお、『総覧』の「胡桃館遺跡（1次）（2次）」の項（p.19）は、刊行段階に釈読されていた2点を採録する。
- (23) 2003年の熟覧調査の参加者は、古川淳一氏・吉川真司氏と山本で、収蔵庫の出土部材のほか、墨書扉板及び「寺」「不」と記された墨書土器3点を実見した。
- (24) 木簡出土点数の概数は、『総覧』掲載の事例を基礎として、2004年末までの公表分を加えたものである。
- (25) 釈読は、2004年9月21日に開催した胡桃館遺跡出土木簡釈読検討会の成果である。参加者は、古川氏・吉

川氏・渡辺氏と山本の4名。なお、木簡の再調査に際して、中村氏に依頼して、写真撮影により現状を記録した。表面の傷みが著しいため、釈読は、赤外線テレビカメラ装置のほか、1968年撮影のガラス乾板写真（第6図）、2004年新撮影の赤外線デジタル写真（第7図、第8図）を併用して行なった。

- (26) 1968年に撮影された写真でも、大きく4断片に分かれた様はみてとれる（第6図）。『第1次概報』p.45図版7-2は、4断片のうちの最も文字の多く認められる1断片の表面全体、同図版7-1は、同一個体裏面の部分を写した赤外線写真で、同書の注記によると、秋田県警鑑識課が撮影されたものである。
- (27) 『日本三代実録』元慶2年（878）6月7日条、同7月10日条、元慶3年（879）正月13日条
- (28) 胡桃館遺跡からは、1辺10cm程度の正方形で、四隅に木釘の残存する木札が出土しており（『第2次概報』p.55第53図・第54図）、木簡1の原形及び機能を考える上で参考となる。これによると、木簡1の孔は何処かに打ち付けるために穿たれたと推測される。

ただ、これまでの出土事例で知られる限り、木簡1と同様の機能をもつと推測される帳簿木簡は、いずれも縦長であり、正方形に近いものは寡聞にして知らない（滋賀県鴨遺跡出土木簡〈滋賀県教育委員会1980『鴨遺跡』高島町歴史民俗叢書2〉。藤原宮跡第36次調査出土木簡-1・2〈奈良国立文化財研究所1983『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』7〉など。村井康彦1985「宮所荘の構造—宮都と国衙の間」『国立歴史民俗博物館研究報告』第8号。原秀三郎1986「倉札・札家考」『木簡研究』第8号。平川 南2003「倉札」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館などを参照）。してみれば、木簡1の原形を少なくとも現存の2倍程度の長さを有する縦長のものである可能性も否定できない。この場合、上端は、帳簿の機能を終えた後、二次的に切断されたことになる。木簡の原形については、今後の検討に俟ちたい。

なお、四隅に穿孔があり、比較的幅の広い帳簿様木簡の類例として、伊場遺跡出土第52号木簡（浜松市教育委員会1976『伊場木簡』〈伊場遺跡発掘調査報告書1〉）をあげる。

- (29) 年代測定は、光谷拓実氏（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター古環境研究室長）により行なわれた。測定値の公表をご快諾いただいたことに謝意を表したい。なお、木簡1のほかに、胡桃館遺跡出土の部材3点の年輪年代法による測定が行なわれており、うち1点（机板）の最外年輪形成年は、902年と報告されている（奈良国立文化財研究所1990『年輪に歴史を読む—日本における古年輪学の成立』奈良国立文化財研究所学報第48冊）。
- (30) 高橋 学1995「秋田県における平安時代の防御性集落」『考古学ジャーナル』第387号、小口雅史2005「古代北日本の『防御性集落』」『歴史評論』第657号などを参照。
- (31) 奈良修介1967「くるみ館の発掘—秋田県北秋田郡の古代建物調査」『月刊文化財』1967年11月号
- (32) 地方官衙の隣接地から官衙に付属する寺院が検出される事例は、枚挙に暇がない。最近の郡衙周辺寺院にかんする総括的な研究は、古代官衙・集落研究会2004『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として— 研究報告資料』奈良文化財研究所、所収の諸論考をご参照いただきたい。また、国庁における仏事は、鬼藤清明1989「国府・国庁と仏教」『国立歴史民俗博物館研究報告』第20号、に詳しい。

胡桃館遺跡の出土遺物は、確かに仏事法会を示唆する可能性が極めて高い。近年の検討によると、宇田川浩一氏は胡桃館遺跡の性格を寺院と推測されるが（宇田川浩一2005『『元慶の乱』前後の集落と生業—米代川流域と旧八郎湖東北岸の違い—』第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料）、山本は、遺物の出土状況のみから寺院と論断するには慎重であるべきと考える。その理由は、官衙における法会の執行形態を考えると、法会の舗設は臨時に設けられることも多く、「寺」の機能に特化される「堂」などの建物空間は、必ずしも仏事法会を執行するための必要条件とはいえないと理解するからである。なお、官衙ではないが、宮中の正月御齋会は、奈良時代後半から平安時代末に平安宮大極殿の再建が途絶えるまで、大極殿儀とされた仏事であり、法会の期間中、宮の中枢に位置する八省院は仏事空間としてのみ機能していた（山本 崇2004「御齋会とその舗設—大極殿院仏事考」『奈良文化財研究所紀要2004』参照）。

- (33) 木簡は、保存処理によって釈読が進展する場合があります、確定した釈文は別途報告したい。